

早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{げねつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日

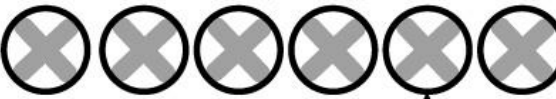
発症日
0日目

発症後
1日目 2日目 3日目 4日目 5日目

..... 発症後
5日を経過した後

発熱 解熱 解熱後
1日目 2日目

発症後1日目に
熱が下がった



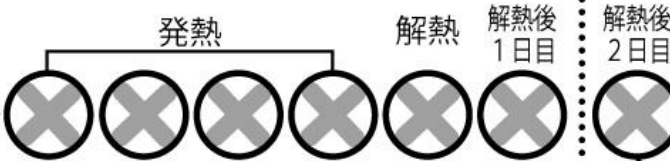
OK



★熱が下がって2日以上たっても
「発症後5日」を過ぎないとダメ。



発症後4日目に
熱が下がった



OK

★「発症後5日」を過ぎていても、
熱が下がって2日以上たないとダメ。

*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）